

豊中市立火葬場
再整備基本構想

令和8年(2026年)3月

豊中市福祉部地域共生課

目次

はじめに	4
I 火葬場の現状	5
1. 火葬場の役割	6
2. 火葬場の設置及び更新の経過	6
(1) 設置	
(2) 更新の経過	
3. 火葬場の概要	7
(1) 火葬場の敷地及び建物の面積等	
(2) 火葬炉概要	
(3) 施設使用料	
4. 火葬場の稼働状況	8
5. 火葬件数の推移	8
(1) 火葬件数	
(2) 安置室利用件数	
II 現施設における課題の整理	10
1. 将来人口の予測	11
2. 火葬件数逡増に伴う受入能力（火葬炉数）の不足	12
3. 施設・設備における課題	14
(1) 施設・設備の老朽化	
(2) 狭あい化と利便性	
(3) 火葬炉設備の老朽化	

Ⅲ 火葬場整備構想の策定	17
1. 火葬場整備の基本的な考え方	18
2. 整備方針	18
(1) 環境性能の確保	
(2) 利用者に配慮した施設	
(3) 現代の葬儀ニーズへの対応	
(4) 周辺環境との調和	
(5) 災害対応力の強化	
3. 施設構成	19
4. 各部門の計画	19
(1) 火葬部門	
(2) 待合部門	
(3) 告別部門	
(4) 管理部門	
(5) 駐車場	
(6) 緑化部分等	
(7) 施設内の動線計画	
5. 環境目標	21
6. 火葬場の規模	21
(1) 火葬炉数	
(2) 火葬タイムテーブル	
(3) 駐車可能台数	
Ⅳ 整備用地・事業手法の検討	26
1. 整備用地	27
(1) 整備の可能性がある用地の整理	
(2) 今後の検討	

2. 事業手法	29
(1) 官民連携による事業手法	
(2) 概算事業費と財源について	
3. 事業スケジュール等	32
4. 今後の進め方	32
(1) 基本計画の立案と民間活力導入の検討	
(2) その他	

はじめに

豊中市立火葬場は、昭和21年に新千里南町2丁目6番3号に建設されて以来、市民生活を営む上での必要不可欠な施設として、機能してきました。この間、昭和62年には大規模改修、平成24年には排ガス処理装置（バグフィルター）設置工事を行う等、年々増加する火葬需要及び老朽化対応のため、整備・更新を順次行ってきたところです。

また、令和2年度には指定管理者制度の導入等、運用面においても、効率的な見直しを適宜図ってまいりました。

将来的な人口減少及び行政へのニーズの多様化が求められる中で本市の財政状況はますます厳しくなることが予想される中、火葬場築年数の経過に伴い、施設の老朽化が進行しています。

また、高齢化の進展に伴う死亡率の通増によって、火葬件数は今後ますます多くなることが予想され、現行の火葬炉数及び運営体制のままでは、今後増加する将来火葬需要に対応することが困難な状態となります。

火葬場は、故人への最後のお別れを厳粛に行う場として、あらゆる人の利用に供される必要不可欠な施設です。今後も安定した火葬業務を継続的に行っていくため、本市において火葬場整備を進めていく必要があります。

この「豊中市立火葬場再整備基本構想」は、本項目における「Ⅰ．火葬場の現状」及び「Ⅱ．現施設における課題の整理」で、市立火葬場として現在抱える課題及び今後の人口推移や火葬件数の動向等を、「Ⅲ．火葬場整備構想の策定」の項目で、火葬場整備の考え方をそれぞれ示しています。

これらを踏まえ、「Ⅳ．整備用地・事業手法の検討」で整備時期やスケジュール、建設及び竣工後の運営手法について等、今後の進め方全般にあたっての考え等を取りまとめたものです。

今後、この基本構想をもとに、将来にわたり安定的な火葬場運営を行うことを目的として、詳細な調査や実施方針の策定等を進めていく予定です。

I 火葬場の現状

1. 火葬場の役割

火葬場の経営主体については旧厚生省通知（昭和43年4月5日付 環衛第8058号）により、「原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難しい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところであり、その経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならない」とされています。

また、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）第13条においては、「墓地、納骨堂及び火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない」とされており、これらに示されるように火葬場は高い公共性及び公益性を有し、継続的かつ安定的に市民等の利用に供されるべき施設です。

2. 火葬場の設置及び更新の経過

(1) 設置

豊中市立火葬場は大阪府火葬場台帳によれば、昭和19年に豊中市新千里南町2丁目6番3号（当時：豊中市熊野田2035番地）において供用が開始され、現在に至っています。昭和21年に建設以来、火葬場周辺は市街地化が著しく進み、マンション等が近接してきている現状があります。現在、当該地一帯は、第一種中高層住居専用地域に用途指定されています。

(2) 更新の経過

年	内容	備考
昭和2年	豊中町営火葬場	
昭和11年	豊中町・麻田村・桜井谷村・熊野田村合併（市営火葬場）	
昭和19年	市立火葬場営業開始（現在地 豊中市新千里南町）	営業許可 (大阪府火葬場台帳)
昭和21年	市立火葬場新築	
昭和40年	汚物炉新築	
昭和41年	官舎新築	
昭和62年	本館等大改修（内外装・電気設備・空調設備等）	
平成8年	煙突改修工事・再燃炉内壁補修（地震による工事）	
平成12年	火葬炉更新（都市ガス仕様・再燃炉付き）	
平成24年	排ガス処理装置（バグフィルター）設置工事	

3. 火葬場の概要

(1) 火葬場の敷地及び建物の面積等

○敷地面積 4744.70 m²

○延床面積及び施設内容 618.43 m²

施設内容	建築年月日	床面積(m ²)	備考
炉家	S21.04.01	277.68	
胞衣炉家	S51.03.30	142.25	
燃骨灰置場	S51.03.30	26.10	
安置室	S36.04.01	9.91	
待合室	S36.04.01	38.01	
事務室	S62.07.01	29.52	
渡り廊下	S36.04.01	6.61	
職員宿舎①	S41.09.05	28.35	書庫として活用
職員宿舎②	S51.03.30	60.00	書庫として活用
合計	—	618.43	—

(2) 火葬炉概要

○設置数 火葬炉(台車式寝棺炉) 8炉(内、1炉は大型炉)

動物炉(胞衣炉) 1炉

○火葬時間 約2時間(冷却30分含む)

○使用燃料 都市ガス

○主要設備の方式 排ガス冷却方式 空冷方式

集じん方式 バグフィルター方式

排気方式 2炉1排気系列の強制排気方式

残灰処理方法 真空輸送方式

(3) 施設利用料

区分		使用料	
火葬	大人	1体につき	10,000円
	小人	1体につき	8,000円
	死産児	1胎につき	2,000円
霊安室		1夜につき	600円

※1「小人」とは12歳未満の者。

※2 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記の表に定める額の4倍。

※3 生活保護法による保護を受けている者等の使用料は、上記の表に定める額の半額。

4. 火葬場の稼働状況

本市では、豊中市立火葬場条例施行細則第2条に基づき、休場日を1月1日と定め、その他の日においては全日、火葬を行っています。また、使用時間においても、同条に基づき、原則9時から17時15分としています。

運用として、受付状況によっては18時30分までとするとともに、9時から炉の暖機運転のため、火葬の受付は10時から実施しています。

また、1日最大受付件数 14件（2件/h×7h）となり、時間単位の平均受付件数は、下表のとおりとなります。

○時間単位の平均受付件数

受付時間	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	1日
平均件数	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.8	1.5	12.7

5. 火葬件数の推移

(1) 火葬件数

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
大人	市民	3664	3780	3902	4224	4188
	市民外	228	304	426	327	340
小人	市民	5	5	10	9	6
	市民外	1	3	1	0	0
合計		3898	4092	4339	4560	4534
死産	市民	38	46	37	41	33
	市民外	4	8	1	5	3
合計		42	54	38	46	36
総計		3940	4146	4377	4606	4570

火葬件数は年々増加しており、利用率で見ると、ここ最近ではおよそ9割に達する状況です。これらより、今後も火葬件数について遡増が見込まれるとともに、市民（市内利用者）の利用状況も総じて高く、本市として継続的・安定的な火葬業の執行及び整備の必要性があると言えます。

(2) 安置室利用件数

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市民	85	112	93	122	94
市民外	0	3	2	2	2
総合計	85	115	95	124	96

外観（建物）



正面玄関

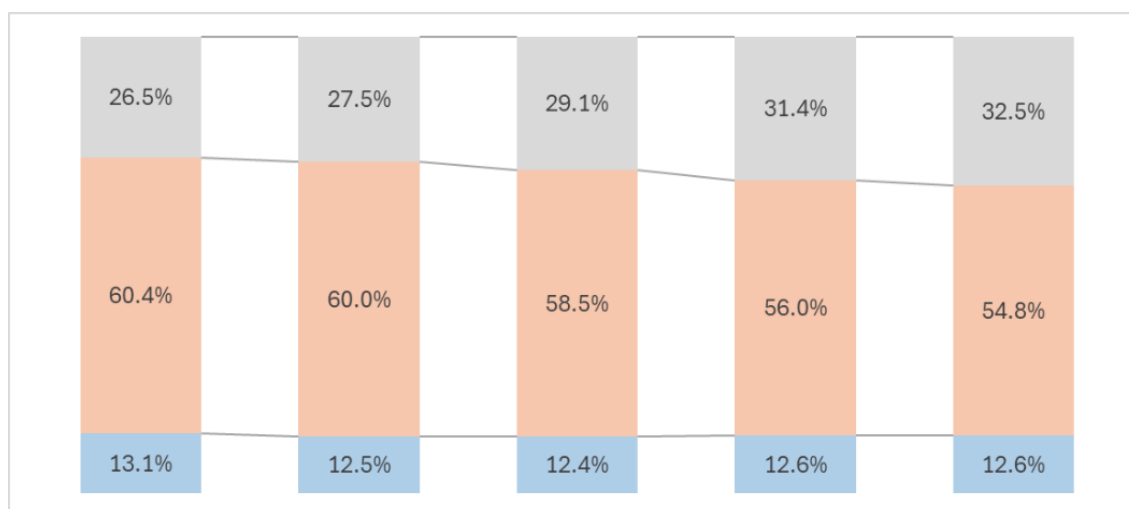


Ⅱ 現施設における課題の整理

1. 将来人口の予測

国立の研究機関である「国立社会保障・人口問題研究所」が公表しているデータによると、本市における人口推計は下表のとおりとなり、今後は減少していくと予測されています。

また、高齢化率（総人口における65歳以上の人口比率）は増加の一途を辿り、令和17年には約30%、令和27年には32.5%を占めるようになると予測されています。



	令和7年 (2025年)		令和12年 (2030年)		令和17年 (2035年)		令和22年 (2040年)		令和27年 (2045年)	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
65歳以上	106,076	26.5%	108,595	27.5%	113,339	29.1%	120,105	31.4%	122,188	32.5%
15-64歳	241,366	60.4%	237,076	60.0%	227,964	58.5%	214,485	56.0%	205,899	54.8%
0-14歳	52,406	13.1%	49,590	12.5%	48,170	12.4%	48,128	12.6%	47,317	12.6%
計	399,848	100.0%	395,261	100.0%	389,473	100.0%	382,718	100.0%	375,404	100.0%

【国立社会保障・人口問題研究所の令和5年（2023年）12月22日公表データを元に作成】

この算出では、将来推計人口については徐々に減少傾向にあり、令和27年には、約37万5千人まで減少します。

2. 火葬件数通増に伴う受入能力（火葬炉数）の不足

前述の国立社会保障・人口問題研究所及び総務省統計局では、全国の人口及び死亡率推移等を公表しています。これらのデータと併せて、令和6年度豊中市立火葬場の実績値と豊中市における人口比率を係数とし、死亡率等の推移を割り出し、市立火葬場での受入件数を算出した結果、年間火葬想定件数にかかる推移は次ページのとおりとなります。

火葬想定件数は増加し、ピークである令和22年度には約5,000件に達する見込みであり、その後、徐々に減少していきます。

現状、火葬場における受入可能件数は1日あたり14件であり、1月1日の休場日を除く364日に乗じると5,096件となります。しかし、火葬炉の定期メンテナンスにより年間通じて約360件の稼働制限があるため、受入可能件数は実質4,700～4,800件ほどです。現稼働率が95%を超える時もあり、火葬想定件数がピークとなる令和22年度には年間約300件の能力不足になると予測されます。

また、過去の実績から、一般的に冬期（12月～3月）は火葬件数が多くなり、他の季節に比べて1日あたりの火葬需要が増加する傾向があります。通常期（4月～11月）においては、死亡日から火葬執行までの日数が概ね2～3日である一方で、冬期においては概ね3～4日と、火葬執行までの日数が長くなっています。

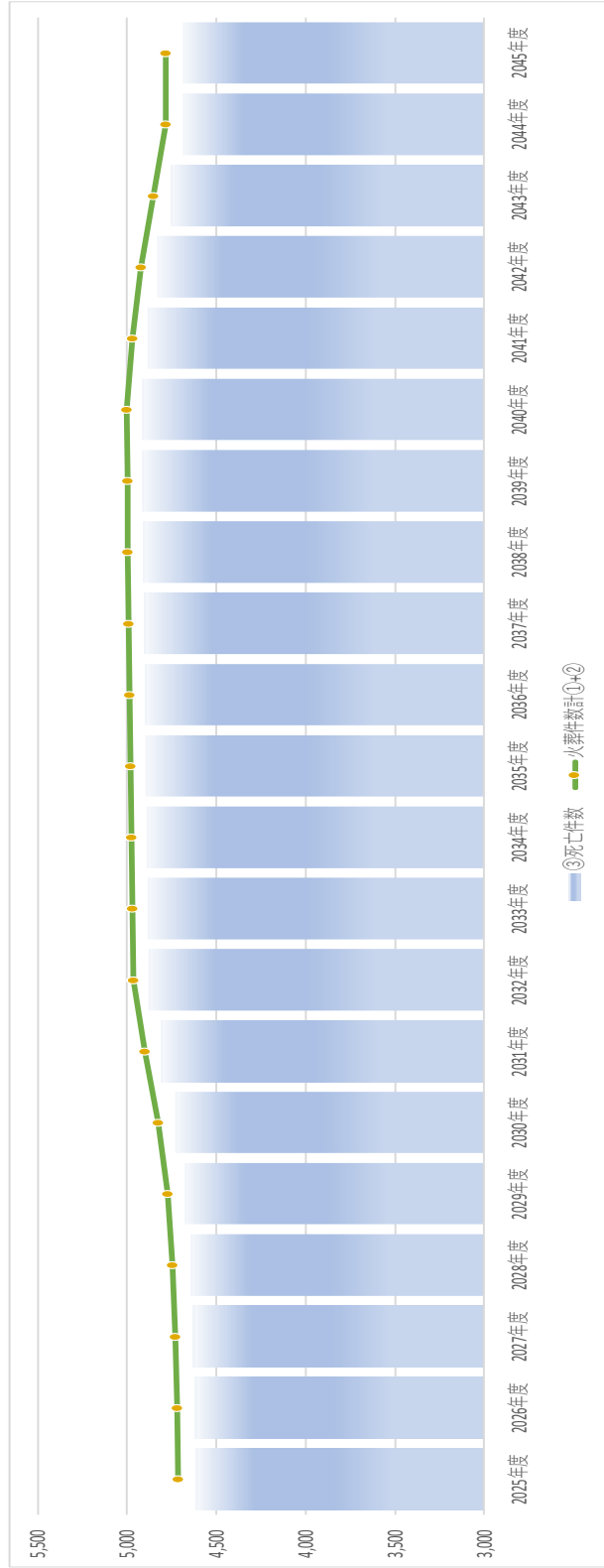
夏場と比較して気温が低い冬場においても、遺体の安置にはドライアイスが必須であるため、火葬執行までの日数が長くなるほど、ご遺族の経済的な負担も増大することにつながります。

こうしたことから、現行の炉数及び能力を維持していただくだけでは将来の需要に対応することができないため、少なくとも令和14～15年度をめどに受入可能件数を増加させる必要があります。

なお、将来推計によっては、新施設の供用開始前に既存火葬場の処理能力を一時的に上回る可能性があります。その場合に備え、既存施設での運用調整や近隣自治体との協力体制の構築を進めるなどの対策が求められます。

豊中市 火葬件数と死亡者数の推移（各年度末集計）

	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	R13年度 2031年度	R14年度 2032年度	R15年度 2033年度	R16年度 2034年度	R17年度 2035年度	R18年度 2036年度	R19年度 2037年度	R20年度 2038年度	R21年度 2039年度	R22年度 2040年度	R23年度 2041年度	R24年度 2042年度	R25年度 2043年度	R26年度 2044年度	R27年度 2045年度
①火葬件数（市内）	4,359	4,364	4,373	4,391	4,421	4,470	4,546	4,613	4,617	4,622	4,627	4,631	4,636	4,641	4,645	4,648	4,616	4,565	4,497	4,428	4,428
②火葬件数（市外）	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354
火葬件数計①+②	4,713	4,718	4,727	4,745	4,775	4,824	4,900	4,967	4,971	4,976	4,981	4,985	4,990	4,995	4,999	5,002	4,970	4,919	4,851	4,782	4,782
③死亡者数	4,613	4,618	4,628	4,647	4,678	4,730	4,811	4,881	4,886	4,891	4,896	4,901	4,906	4,911	4,915	4,918	4,885	4,831	4,759	4,686	4,686



3. 施設・設備における課題

(1) 施設・設備の老朽化

豊中市立火葬場の築年数は約80年経過しており、他市町村と比べても老朽化が進んでいます。現時点で建物の使用に支障等はありませんが、屋根や壁等のひび割れ、錆及び塗装剥がれ等が散見されます。待合室やトイレ等の衛生設備、職員の休憩場所や更衣室においても、設備の老朽化・陳腐化が進行しています。また過去には、天井の老朽化が原因で、豪雨時に別棟で雨漏りが発生しています。利用者アンケート調査においても、火葬場施設全体に対して「とても古い」「設備が今の時代にそぐわない」との意見が寄せられています。



(2) 狭あい化と利便性

ア 待合室

待合室は共用の1室のみで、一度に多数の会葬者が利用するには広さが足りず、同時に複数の会葬者グループが利用した場合はプライバシーが十分に確保できない空間になっています。また、火葬棟と離れた位置にあるため、待合室まで屋外を通行して移動する必要があります。通路には屋根がなく、天候によっては移動に不便を感じる場面もあります。利用者が使用するトイレスペースも狭く、高齢者や障害者等にとって利用しづらい作りとなっています。



イ 炉前ホール

告別・収骨を行う炉前ホールは、隣の会葬者とのプライバシーの確保に十分なスペースとは言えず、入口と出口が共通であることから、動線が交錯しがちです。混雑や混乱を招く可能性もあり、「故人」とゆったりとした気持ちで最後のお別れをすることができない状況です。



ウ 安置室(霊安室)

安置室(霊安室)について、現在お預かりできるのは1件のみで、現在の火葬件数において既に需要を満たすことができていません。安置室(霊安室)の増床や冷蔵設備の設置等、ご遺体を預かる環境を整える必要があります。

エ 事務室・炉裏・労務環境

事務室については、受付場所が非常に狭く、葬儀会社や利用者が炉裏を通らなければいけない場所にあり、職員の打合せ等に使用するスペースもありません。火葬炉裏は作業スペースが狭く、空調能力も低いため夏場は非常に暑くなり、従事職員の熱中症対策において課題があります。



オ 車両動線

火葬場の敷地に入場する際の車両動線は、入場車両と退場車両がすれ違うことができない車両1台分の通路となっています。マイクロバスや自家用車など様々な車両が行き来するため、車両動線の狭さは看過できない課題です。



(3) 火葬炉設備の老朽化

平成12年の火葬炉の更新以降、定期的に消耗部品の交換をするなど、メンテナンスを行いながら運転を続けていますが、火葬炉本体は老朽化が進んでいます。今後、補修頻度や維持管理費のいっそうの増加が懸念されるとともに、メンテナンスに必要な交換部品等の欠品が危惧されます。

また、平成24年に設置した排ガス処理装置（バグフィルター）は、屋外に設置しており、風雨や直射日光などの自然環境に常時さらされている状況で、設備の腐食進行への対応が喫緊の課題です。



Ⅲ 火葬場整備構想の策定

1. 火葬場整備の基本的な考え方

火葬場の整備にあたっては、以下の基本的な考え方に基づき、検討を進めるものとします。

- ・単なる現機能の維持・回復ではなく、検討時点および将来の需要・供給を見据えた整備内容とする
- ・従来のニーズに加え、時代の変化に伴う市民の多様なニーズをできる限り反映し、来場者に寄り添った安心感のある施設づくりをめざす
- ・豊中市景観配慮指針に基づき、周辺環境と調和のとれた施設づくりとする
- ・竣工直後の短期的な視点にとどまらず、メンテナンス作業の容易性や、ライフサイクルコスト等を考慮し、建物の存命期間を念頭に入れた設計とする
- ・すべての来場者に配慮した利用しやすいユニバーサルデザインを基本とする
- ・災害時にも一定の機能を維持できるよう、事業継続計画（BCP）の観点を取り入れる

2. 整備方針

火葬場は、故人との最後のお別れの間であるとともに、故人の死を受け入れるための大切な空間であり、利用者の生活に深く関わる重要な施設です。

このことから火葬場の整備にあたっては、単に効率だけを重視したものではなく、利用者がゆったりと安心して使用でき、やすらぎを感じることできる、落ち着いた空間として整備する方針とします。また、整備にあたり留意する点として、以下の事項をあわせて配慮することとします。

(1) 環境性能の確保

ダイオキシン類やばいじんの低減など環境性能に優れた火葬炉及び高効率の公害防止設備を備え、周辺の住環境に悪影響を与えない施設とします。

(2) 利用者に配慮した施設

新たに整備を行う際は、機能向上を行うとともに、出入口を含めた分かりやすい動線の確保やユニバーサルデザインを取り入れることで、来場者の誰もがご利用しやすい施設とします。

(3) 現代の葬儀ニーズへの対応

近年増加している家族葬や直葬などの小規模化する葬儀形式に対応可能な施設とし、遺体安置数の拡充などにより、多様なニーズに応じた機能の導入を検討します。

(4) 周辺環境との調和

建物の質感や配色、外観、緑化等に配慮し、地域に受け入れられる施設とします。

(5) 災害対応力の強化

大規模災害時においても火葬業務は停止できないことから、施設の耐震性を確保するとともに、自家発電設備の設置や予備燃料の備蓄等により事業継続性を高め、災害リスクを低減します。また、南海トラフ地震などの広域的な災害が発生した場合には、大阪府および近隣自治体との連携により広域火葬を支援できる体制を構築します。

3. 施設構成

現在の火葬場の施設構成は、主に火葬部門、待合部門、告別部門および管理部門の4つの主要機能に区分されています。これらの部門は新火葬場においても維持し、火葬業務の円滑な運営と、利用者が安心して過ごせる空間づくりの両立を図るために、各部門の役割に応じた機能配置と空間設計を行います。

加えて、利用者の利便性の向上や、施設全体としてのやすらぎの創出を目的として、駐車場や緑化部分などの外構整備も併せて行います。これらは、来場者の動線や滞在環境に配慮した設計とし、施設の印象や地域との調和にも寄与するものとしします。

また、動物炉（胞衣炉）などの付帯機能についても整備対象とし、公共施設として求められる多様なニーズに対応できる施設構成とします。

4. 各部門の計画

火葬場は、多くの方に利用される施設であることから、各部門において様々な配慮が求められます。火葬炉の性能をはじめ、照度や建築素材の質感等、空間の雰囲気づくりにも十分に留意しながら、計画内容及び実際の運営の提案については、民間事業者からの技術的能力やノウハウ等を最大限活用することとし、市民サービスの向上とトータルコストの削減を図るものとしします。

(1) 火葬部門

ア 入口（エントランス）

施設の入口は、来場者が最初に利用する空間であり、施設全体の印象を左右する重要な要素であるため、落ち着いたある雰囲気確保しつつ、誰もが利用しやすいゆとりある空間とします。また、段差解消やバリアフリーに配慮した通行しやすいエントランス環境を整えます。

イ 火葬炉・炉室

火葬炉の導入にあたっては、火葬時間やエネルギー効率などの基本性能に加え、豊中市環境基本計画に基づき、公害防止設備を備えた環境性能の高い火葬炉を採用します。さらに、将来的な点検・更新に対応できるよう、必要な作業空間や機器動線を確保した設計とします。

ウ 安置室

故人を一時的にお預かりするための冷蔵機能等を備えた複数体収容可能な安置室を設置します。

(2) 待合部門

待合部門は、故人のお見送り後から収骨までの時間を過ごす空間であり、利用者が落ち着いて過ごせる環境を整備することが求められます。そのため、空間全体の雰囲気配慮した設計を行うとともに、バリアフリーの観点から、お手洗いへの移動が円滑に行えるよう動線を確保します。また、フリーWi-Fiの設置など、利用者の利便性を高めるための設備整備にも努めます。

(3) 告別部門

故人とご遺族との最後のお別れの間となることから、プライバシーに配慮した設計とし、炉室との境目である化粧扉などについて、安らぎを感じられる意匠設計や空間づくりを行います。

現行火葬場は告別室と収骨室を兼ねて、炉前ホールを利用しています。新火葬場における告別室・収骨室の設置については、今後、タイムテーブルや運営方法とともに、整備用地の面積も考慮しながら検討していく必要があります。

(4) 管理部門

ア 事務室・炉裏スペース

火葬場スタッフがプロ意識を持って適切な接遇や業務対応を行えるよう、また、施設の維持管理が継続的に実施できるよう、空間構成や機能配置を最適化します。

イ スタッフ用更衣室・休憩室

火葬業務は心労等がかかる仕事であり、火葬場スタッフがストレスを抱えず、良いサービスが提供できるよう、労働環境の整備が必要です。

(5) 駐車場

乗用車及び団体用のバス駐車場を確保します。また、利用者の声で、「火葬場入口が分かりにくい」との声が寄せられていることから、道路からの視認性を高めるとともに、駐車場までの安全な動線を確保します。

(6) 緑化部分等

敷地内に緑地帯等を整備し、自然や風景と一体となった火葬場空間を創出します。あわせて、建屋についても、厳粛なお別れの場でありながら温かみや安らぎを感じられるよう、デザインや使用する建築素材の質感等も配慮し、近隣にお住まいの方等が周辺環境と調和したものであると受け入れていただけるよう配慮します。

(7) 施設内の動線計画

火葬場施設内での動線については、ご遺族のプライバシーに配慮し、できるだけ負担の少ない動線にするとともに、火葬場スタッフによる全体のサービスの質が低下しないよう、入退場や管理部門の動線についても効率的な設計とします。

5. 環境目標

本市では、恵み豊かな環境を維持しながら、環境への負荷を抑えつつ健全な経済成長との好循環を図ることで、持続可能な発展を目指しています。火葬場の整備においてもこの方針に基づき、火葬炉排ガス中のダイオキシン類の低減を図るため、公害防止設備を設置するとともに、定期的な測定を実施し、環境負荷の抑制に努めます。

6. 火葬場の規模

(1) 火葬炉数

火葬炉数は火葬場の機能を組み立てていくうえで最も重要かつ根幹となる項目であり、次の考えを元に算出します。

- ・人口予測、死亡率を元に、今後の年間火葬受入想定件数を割り出す
- ・過去の実績から、月別の繁閑を割り出す
- ・火葬受入想定件数がピークを迎える年度における、最繁忙月の受入件数を満足する炉数を設定する

ア 年間火葬受入想定件数

10 ページ「Ⅱ. 現施設における課題の整理 2. 火葬件数逡増に伴う受入能力（火葬炉数）の不足」に述べたように、現行の炉数・運営体制における受入可能件数は、4,700～4,800件/年であり、令和13年度(2031年度)から令和15年度(2033年度)には超過（火葬待ちが生じる状態）となります。また、ピーク時である令和22年度(2040年度)では約5,000件の火葬件数が見込まれます。

従って、遅くとも令和15年度までには対応を行う必要があります。

イ 過去実績における月別の繁閑

過去5年における月別の火葬件数推移は次のとおりとなります。

(単位:件)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	(*参考予測) 令和22年度 (2040)
4月	331	360	353	358	379	412
5月	319	368	350	341	371	404
6月	286	302	310	322	312	354
7月	301	315	299	334	386	378
8月	315	291	418	389	431	426
9月	284	301	323	392	321	375
10月	306	301	330	398	349	389
11月	338	298	379	400	359	410
12月	387	386	429	422	423	473
1月	385	409	427	429	455	487
2月	340	424	373	386	363	436
3月	348	391	386	435	421	458
合計	3,940	4,146	4,377	4,606	4,570	5,002

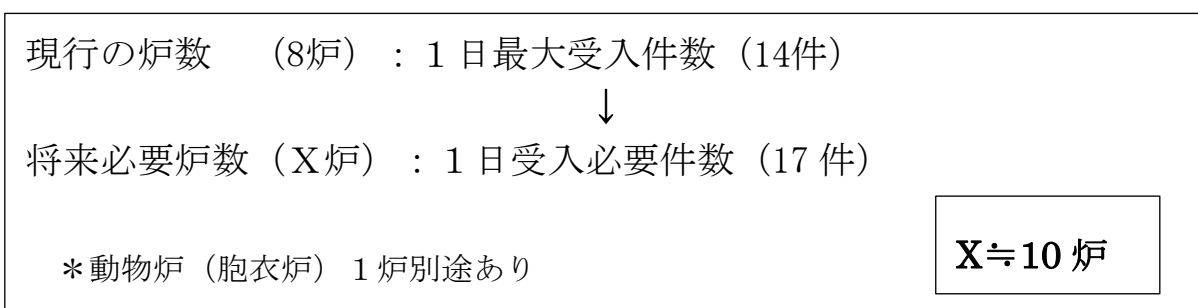
過去件数の推移から、冬期になるにつれ火葬需要が増加し、なかでも1月が最も繁忙な月となる傾向があることがわかります。

ウ ピーク年度における最繁忙月に対応できる炉数

ピーク時を迎える令和 22 年度（2040 年度）の年間の火葬想定件数について、過去の月別火葬件数割合を基に試算すると、最繁忙期と仮定する 1 月については 487 件の火葬件数が見込まれます。

このことから受入必要件数は「16.2 件（487 件÷30 日（元日は休場日のため、1 月の開場日は 30 日間））」と割り出されます。

17 件に対応できる炉数としては、仮に現在と同じ運営を継続した場合、



で割り出すことができ、将来的な必要炉数は 10 炉となります。

なお、火葬場の特性上、火葬の途中で火葬炉等が予期せぬ不具合が生じた場合も継続する必要があるため、1 炉（予備炉）は常時備えておく必要があると考えます。

また、現行の火葬炉の保全については、2 炉で 1 系統となっており、メンテナンスによる火葬炉の運用停止が、2 炉単位で発生しています。

来るピーク時の火葬待ち日数の縮減を第一に考えると、火葬炉 1 炉につき 1 系統とする事が望ましいですが、必要スペースや整備費及びメンテナンスコストが増加することになります。更に、現行の火葬場は別途動物炉（胞衣炉）が 1 炉備えられています。

火葬場の役割に変更が生じない場合、建替時には現在の 9 炉（人体炉 8 炉＋動物炉（胞衣炉）1 炉）より 2～3 炉の増炉が想定されます。

また、増炉とは別に、火葬機能の向上、収骨室の設置、火葬時間の延長、運営の効率化等により、1 日あたりの火葬件数について増加できる可能性があります。

増炉数については敷地面積や建屋の構造、全体レイアウト、コスト面や周辺環境への配慮等について、より詳細な調査を行い検討していきます。

(2) 火葬タイムテーブル

現在の火葬場は、ご遺体を受入れるにあたっての各業務（入場、告別、火葬、冷却、収骨、清掃・準備）を、1件あたり4時間サイクルで運用しています。

また、火葬炉設備に負荷がかかることを防ぎ、長寿命化を図るため、各炉の1日の最大稼働数を2回転としています。

<例：現在の火葬タイムテーブル>

9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
作業打ち合わせ 火葬場清掃業務 場内清掃作業及び受入準備	1号炉	受入① 10時入場		清掃準備	受入⑨ 14時入場		清掃準備	-	
	2号炉	-	受入③ 11時入場		清掃準備	受入⑪ 15時入場		清掃準備	
	3号炉	清掃準備	-	受入⑤ 12時入場		清掃準備	受入⑬ 16時入場		
	4号炉	-		受入⑦ 13時入場		清掃準備	-		
	5号炉	受入② 10時入場		清掃準備	受入⑩ 14時入場		清掃準備	-	
	6号炉	-	受入④ 11時入場		清掃準備	受入⑫ 15時入場		清掃準備	
	7号炉	清掃準備	-	受入⑥ 12時入場		清掃準備	受入⑭ 16時入場		
	8号炉	-		受入⑧ 13時入場		清掃準備	-		

*表内の○内のうち数値は、受入件数(1日あたり14件受入)

*16時入場に係る火葬炉の清掃は、翌朝に行う。

現在、告別から収骨までは火葬炉前の炉前ホールで実施していますが、火葬炉ごとに個別のスペースが設けられていないため、ご遺族が重なり合わないよう、2か所ある入口をそれぞれ使用するとともに、4号炉と5号炉の間にベルトスクリーンを利用して炉前ホールを区切り、同時間において最大2組の火葬を行っています。

建替時においては入口の増設や炉前スペースの個室化等を検討し、ご遺族のプライバシーの確保に努めなければなりません。

仮に、建替後の条件を11炉（人体炉10炉＋予備炉1炉）とし、同時間3組火葬とした際のタイムテーブル（案）を次のとおり示します。

<建替後の火葬タイムテーブル（案）>

		9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
作業打ち合わせ	火葬場清掃業務 場内清掃作業及び受入準備	1号炉	受入① 10時入場			清掃準備	受入⑫ 14時入場			清掃準備	-
		2号炉	-	受入④ 11時入場			清掃準備	受入⑮ 15時入場			清掃準備
		3号炉	清掃	-	受入⑦ 12時入場			清掃準備	受入⑱ 16時入場		
		4号炉	-			受入⑩ 13時入場			清掃準備	-	
		5号炉	受入② 10時入場			清掃準備	受入⑬ 14時入場			清掃準備	-
		6号炉	-	受入⑤ 11時入場			清掃準備	受入⑯ 15時入場			清掃準備
		7号炉	清掃	-	受入⑧ 12時入場			清掃準備	受入⑲ 16時入場		
		8号炉	-			受入⑪ 13時入場			清掃準備	-	
		9号炉	受入③ 10時入場			清掃準備	受入⑭ 14時入場			清掃準備	-
		10号炉	-	受入⑥ 11時入場			清掃準備	受入⑰ 15時入場			清掃準備
		11号炉	清掃	-	受入⑨ 12時入場			清掃準備	受入⑳ 16時入場		

*表内の○内のうち数値は、受入件数(1日あたり20件受入)

建替後も、火葬炉設備の長寿命化を図るため、1日の最大稼働数を2件としながらも、想定される火葬需要に対応し、火葬炉の増設や火葬タイムテーブルを見直すことで、最大20件の火葬を受け入れることが可能となります。

(3) 駐車可能台数

現在の火葬場における実績では、同一時間（1時間あたり延べ2件の受入）における最大の駐車台数は、自家用車10台、マイクロバス2台となっています。

建替後の火葬タイムテーブル（案）においては、炉数及び受入件数の増加に伴い、1時間あたり最大延べ3件の受入を想定しています。

そのため、過去実績に1時間あたりの受入増加率を乗じた場合、建替後の駐車場スペースについては自家用車およそ15台分、マイクロバスおよそ3台分を確保することが必要と考えられます。

併せて、葬祭業者や葬儀関係者、火葬手続きに係る来庁者、火葬業務関係車両等が円滑に駐車できるよう、必要なスペースの確保についても検討します。

IV 整備用地・事業手法の検討

1. 整備用地

(1) 整備の可能性がある用地の整理

現在の火葬場用地のほか、豊中市墓地、埋葬等に関する法律施行条例に基づく立地要件（距離要件）やその他法令上の要件、土地利用状況から、整備が理論上可能と考えられる用地を抽出し、整備検討地①～③として情報を整理します。

これらは現時点での条件整理に基づくものであり、具体的な整備の可否や活用の是非を示すものではありません。それぞれ固有の制約や課題があることから、丁寧に比較・整理を行ったうえで、基本計画において具体的な選定を行うこととします。

※これらの整理は、公開情報に基づき本市が独自に行った検討です。

整備検討地①：現在の豊中市立火葬場用地（新千里南町2丁目）

- ・周辺には住宅が多く、特に近隣への配慮が必要です。
- ・交通アクセスの良さ、市民や葬儀業者の利用動線の観点で優位性があります。
- ・用途地域は第一種中高層住居専用地域であり、火葬場の新築には都市計画変更が必要です。
- ・新たな用地取得が不要であり、事業期間・コストの面では優位性があります。

整備検討地②：大阪市設服部霊園（広田町）

- ・墓地としての性格上、火葬場機能との親和性がある一方、池の埋立を伴う大規模造成が必要となる見込みで、多額の費用負担が想定されます。加えて、当該地は市が所有していないため、土地取得に伴う財政的負担や調整も必要となります。
- ・また、既存の墓地利用との調整など、一般的に課題となり得る点も多く、現時点では整備の実現性は低いと判断されます。

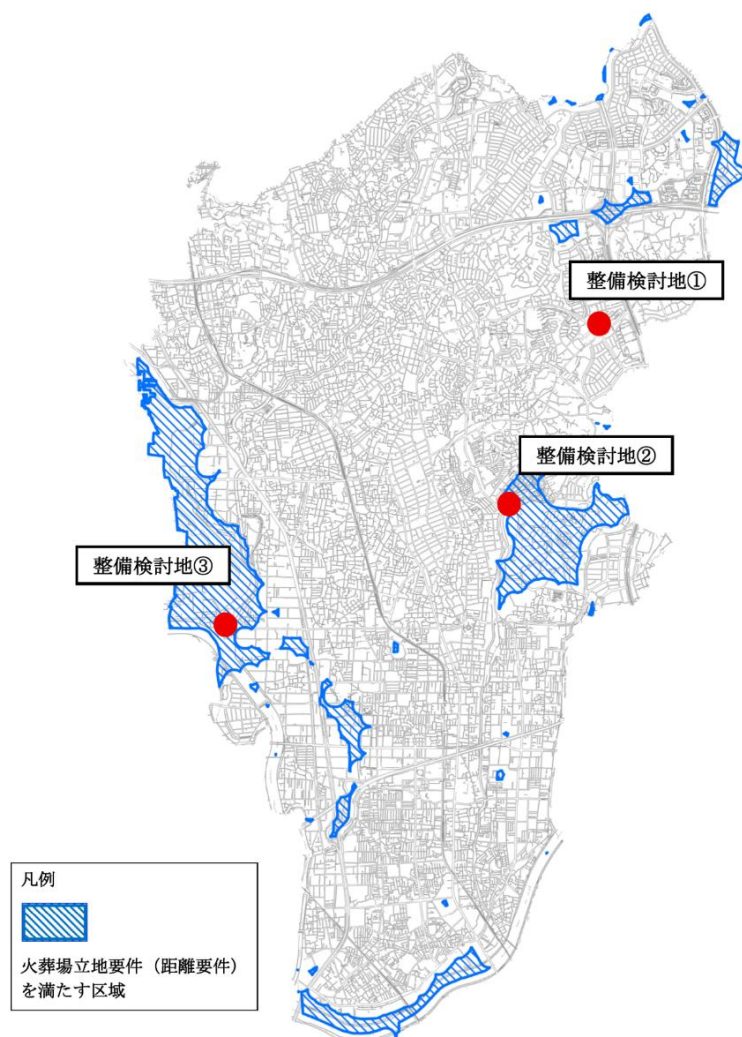
整備検討地③：猪名川流域下水道原田処理場周辺地域（原田西町1-1周辺）

- ・準工業地域に位置しているため、用途地域の上では火葬場の建設が可能となります。ただし都市計画法上、下水処理場として位置づけられているため、都市計画変更が必要となります。
- ・流域下水道用地として取得しており、関係自治体である大阪府、兵庫県及び6市2町との広域的な権利関係が複雑です。
- ・下水処理場の施設更新用地として確保する必要があり、利用の可能性に限界があります。また、近い将来新しい施設を建設する予定もあります。

なお、いずれの土地でも施設の位置を定める都市計画決定が必要です。

以上の整理から、周辺環境や法的要件への対応に課題はあるものの、整備の実現性・事業期間・コストの面で、現時点では整備検討地①が最も現実性が高いと言えます。今後、基本計画において、より詳細な調査・検証を行ったうえで整備用地を決定することとします。

また、複数市町で運営する広域火葬場の整備については、施設規模をはじめ、整備用地の確保や決定、整備・運営費用の負担割合等の調整に加えて、令和15～16年度に供用開始するというスケジュールにも課題があるため、本構想では、本市単独での再整備を基本としています。



(2) 今後の検討

- ・新火葬場に必要な機能と望ましい環境の具体化
- ・火葬場設置に係る関係法令等との適合性（都市計画法等、豊中市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 など）
- ・周辺住民や関係機関との協議の進め方の検討
- ・敷地整備等に要する想定事業費や事業スケジュールへの影響の比較

これらを踏まえ、次の計画段階において総合的に勘案し、最適な整備用地の選定につなげていきます。

2. 事業手法

(1) 官民連携による事業手法

豊中市では、平成 29 年（2017 年）に、「豊中市公共施設公民連携手法の選定に関する基本指針」を策定し、事業費が 10 億円以上となることが見込まれる公共施設整備事業については、PPP 手法（公民連携手法）の導入を検討するものとしています。他市における火葬場整備事例でも PPP 手法が多く採用されており、火葬場の整備手法についても、民間事業者の意見提案も参考としながら、PPP 手法の導入など、幅広い選択肢について検討を行っていくものとします。

他市の火葬場整備事例でも多く取り入れられ、当市で採用する可能性のある事業手法について表 1 に、他都市の事例を表 2 にまとめます。

(2) 概算事業費と財源について

他都市の事例を参考に、20 年（設計工事期間 3 年、維持管理運営期間 17 年）で PFI 事業期間を想定すると、概算でおおよそ 100 億円前後の財源が必要となる見込みです。

多額の費用が見込まれるため、火葬場利用環境改善基金の積立金をはじめ、クラウドファンディングの実施や火葬料金の見直し等、財源創出を図っていきます。また、PFI 事業期間の後は以下の選択肢から、その時の社会情勢も考慮し最適な手法を検討していきます。

ア 2 回目の PFI 事業を実施

イ 事業期間を延長

ウ 指定管理者制度に移行

エ 個別又は包括の業務委託に移行

最終的には、従来手法と PPP 手法の比較検討も行い、民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、基本計画の中で決定していきます。

表 1

項目	手法	PPP手法		
	従来方式	DB方式	DBO方式	PFI (BTO) 方式
設計 (Design)	個別発注	一括発注	一括発注	一括発注
建設 (Build)	個別発注			
維持管理 (Management)	直営/委託/指定管理	直営/委託/指定管理		
運営 (Operate)	直営/委託/指定管理	直営/委託/指定管理		
資金調達	公共	公共	公共	民間 or 公共
施設の所有	公共	公共	公共	公共
発注形態	仕様発注/分割発注	性能発注/ 設計・施工一括発注	性能発注/一括発注	性能発注/一括発注
契約形態	分割	包括	長期包括	長期包括
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●業務ごとに民間事業者に発注する方式。 ●維持管理、運営については、直営、個別委託、指定管理などを採用する方法がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●設計、建設業務を民間事業者に一括発注する方式。 ●両業務を一括して要求水準書等を公表。民間事業者（設計会社と建設会社のJV等）を選定する。 ●維持管理、運営については、直営、個別委託、指定管理などを採用する方法がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●設計、建設、維持管理、運営業務を民間事業者に一括発注する方式。 ●各業務を一括して要求水準書等を公表。民間事業者（複数企業からなるコンソーシアム）を選定する。 ●維持管理、運営期間は15年～など長期間であることが一般的。 	<ul style="list-style-type: none"> ●設計、建設、維持管理、運営業務を民間事業者に一括発注する方式。 ●各業務を一括して要求水準書等を公表。民間事業者（複数企業からなるコンソーシアム）を選定する。 ●維持管理、運営期間は15年～など長期間であることが一般的。 ●民間に資金調達の一部又は全部をさせ、維持管理・運営期間に対価を平準化して支払うことが可能。

【BTO方式 (Build-Transfer-Operate方式)】

民間事業者が公共施設を建設し、完成後に所有権を公共側へ移転したうえで、一定期間その施設を運営する方式。

【PFI (Private-Finance-Initiative)】

PFI法に基づく方式の総称。BTOの他に、BOTやBOO等がある。

【仕様発注】

発注者が設計・仕様を詳細に定め、その内容に基づき契約・調達を行う方式。

【性能発注】

発注者が求める性能や機能を示し、受注者はそれを達成するための技術提案・施工を行う方式。

表 2

地域	No	自治体	事業名	炉数 (人体炉)	開場 (予定)年	事業方式
北海道	1	札幌市	山口斎場整備運営事業	29炉	平成18年	BOT
東北	2	盛岡市	斎場やすらぎの丘整備等事業	9炉	平成24年	DBO
	3	紫波町	斎場かたくりの丘整備事業	2炉	平成21年	BTO
関東	4	栃木市	新斎場整備運営事業	8炉	令和5年	BTO
	5	木更津市	新火葬場整備運営事業	10炉	令和4年	BTO
	6	小田原市	斎場整備運営事業	9炉	平成31年	BTO
	7	宇都宮市	悠久の丘整備・運営事業	16炉	平成21年	BTO
	8	越谷市	斎場整備等事業	14炉	平成28年	BTO
北陸	9	富山市	斎場再整備事業	12炉	令和4年	BTO
東海	10	豊橋市	斎場整備・運営事業	12炉	令和3年	BTO
	11	岡崎市	斎場再整備運営事業	13炉	平成28年	BTO
	12	津市	新斎場整備運営事業	12炉	平成27年	BTO
	13	一宮市	斎場整備運営事業	13炉	平成23年	BTO
近畿	14	湖南市	湖南市浄苑整備事業	4炉	平成27年	DB+O
	15	泉佐野市	市営火葬場整備運営事業	4炉	平成24年	BTO
	16	大阪市	小林斎場整備運営事業	14炉	令和10年	BTO
	17	神戸市	鶴越斎場建替事業	30炉	令和16年	DBO
中国	18	岡山市	東山斎場整備事業	14炉	平成30年	DB
	19	岡山市	北斎場整備事業	12炉	令和3年	DB
	20	倉敷市	中央斎場施設整備事業	14炉	令和6年	BTO
	21	呉市	斎場整備等事業	10炉	平成18年	BTO

※公表時点で事業名称を（仮称）等としており、その後名称決定に至った案件については、名称決定後の表記へ本市にて修正

3. 事業スケジュール等

下表の事業スケジュールに基づいての建替を想定しています。

	年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
庁内合意形成		→										
基本構想の策定			→									
基本計画策定					→							
PFI手法導入可能性調査					→							
用地選定（地元説明）				→								
環境影響評価・ アドバイザー業務委託					→							
都市計画手続き等						→						
事業者公募選定						→						
仮契約 議決後本契約締結							→					
設計							→					
開発手続き等							→					
旧火葬場解体工事											→	
新火葬場建屋工事等								→				
新火葬場供用開始											→	

4. 今後の進め方

(1) 基本計画の立案と民間活力導入の検討

基本構想は、豊中市の火葬場整備に関するこれまでの経緯と課題を踏まえ、基本的な考え方を整理するとともに、今後の方向性を示すものです。

一方、基本計画は基本方針に基づき、以下内容を具体的に計画するものです。

- ・ 専門的な見地に基づく現状分析や主要な項目の決定
- ・ 施設整備の概要、事業手法の検討等

基本計画の立案に際しては、効果的かつ効率的に事業を進めるために民間活力の活用も重要な視点となります。

長期的な見地から、建設・運営にかかるコスト縮減が図られ、運営・維持管理がしやすい施設を目指すため、民間のノウハウ等を活用した設計・施工・管理一括発注方式など、新たな整備・運営方式による事業化の導入可能性を調査します。

これらのことを踏まえ、今後、基本計画（新火葬場整備基本計画）の策定を進めます。

(2) その他

今後、新施設整備の検討とあわせて、新たな施設における火葬場使用料のあり方についても検討してまいります。

豊中市立火葬場再整備基本構想

令和8年（2026年）3月

豊中市 福祉部 地域共生課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 06-6858-2289

fukushisoumu@city.toyonaka.osaka.jp

➤ 『火葬場利用環境改善基金』へのご寄附のご案内

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/sonota/kasoba_kikin.html



URLもしくはQRコードから市HPへアクセスし、

- 「豊中市寄附受付サイト（外部リンク）へ」
- 「寄附金の使い道」
- 「11.火葬場利用環境改善基金」

から寄附申請ができます。